

■第1条「会員の定義」

会員とは「横浜ベイシェラトン グルメパスポート会員規約」(以下「本規約」という)を承認の上、横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ(以下「当ホテル」という)が運営する「横浜ベイシェラトン グルメパスポート」に当ホテル所定の「入会申込書」にて入会手続きを行い、当ホテルが承諾した個人(以下「会員」という)とします。尚、法人会員は除外とします。会員事務局「横浜ベイシェラトン グルメパスポート事務局」(以下「グルメパスポート事務局」という)を横浜市西区北幸1-3-23 当ホテル内に置き、運営は当ホテルが行います。

■第2条「横浜ベイシェラトン グルメパスポートおよびご利用方法」

1. 当ホテルが発行する会員カードは、横浜ベイシェラトン グルメパスポートです。
2. グルメパスポートは、会員本人1名につき1枚、会員証として発行します。
3. 会員はグルメパスポート裏面の署名欄に自署し、グルメパスポートを管理するものとします。グルメパスポート発行時より自署した会員本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。
4. グルメパスポート発行時、カード発行手数料¥500(税金別)を申し受けます。
5. 会員が当ホテルのレストランにおいてポイントサービスを受ける場合には、会員は会計時グルメパスポートを提示しなければならないものとします。提示無き場合はポイントサービスが受けられませんのでご了承ください。

■第3条「ポイントサービスの内容」

1. 当ホテルのポイントサービスは、会員が本規約に基づき発行されたグルメパスポートを利用してレストランにて飲食の利用、商品の購入またはサービス等の役務の提供を受けた場合(以下「サービス利用」という)に、レストランが会員に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度を言います。
2. 会員がレストランでサービス利用を行う場合において、次の各号の要件を満たす利用についてポイントが付与されます。
  - (1) グルメパスポートを利用してポイントサービスの提供を受けられるのは、当ホテルのレストラン&バー(プライベート ファンクションルームおよびマンハッタンルームのレストラン利用を含む)とします。
  - (2) ポイント付与の対象となるレストランでのサービス利用の際の支払方法は、現金、ギフト券、および当ホテルが取り扱う全てのクレジットカードとなります。
  - (3) 食事券の購入時にはポイントが付与されますがご利用時にはポイント付与はなされません。
3. ポイント付与の対象とならない館内でのサービス利用は次の通りとします。
  - (1) 宿泊、宴会、婚礼、ルームサービス、スポーツクラブ、売掛け、ホテル利用券・宿泊券の利用
  - (2) その他、レストランがあらかじめ指定するもの。
4. ポイント付与の内容は、各号の通りとします。
  - (1) 原則としてサービス利用1回当たりのご利用金額の100円未満(税金込)を切捨てた金額の5%相当がポイントとして付与されます。
  - (2) ポイントの加算は、サービス利用の都度、その場でポイントが付与されます。
  - (3) ポイントは100円で5ポイントとし、1,000ポイント毎に1,000円分のレストランポイント券1枚と交換いたします。ポイントの交換は当ホテル内に設置のポイント券券券機をご利用ください。レストランポイント券の有効期限は発券日より1ヶ月となります。
  - (4) レストランポイント券は、「ベイ・ビュー」「さがみ」「木の花」「プライベート ファンクションルーム」「彩龍」「ベイ・ウエスト」「シーウインド」「コンパス」でのご精算にご利用いただけます。テイクアウト商品でのご精算にはご利用いただけません。
  - (5) レストランポイント券は金券ではございません。1,000円未満のご利用の際おつりはございません。
  - (6) レストランポイント券と他の割引・特典の併用はできません。
  - (7) ポイントの加減額はシステム障害等により、その場でポイントの加減算が出来ない場合は、システム障害が復旧したときに加減算を行うものとします。

■第4条「ポイントの有効期限」

ポイントは、ポイントが付与された年度(毎年4月1日から翌年3月末までの期間)の翌年度末まで有効です。

■第5条「会員特典」

入会申込書および当ホテルオフィシャルホームページに記載の内容に準じます。

■第6条「会員属性情報の変更」

会員は、住所・電話番号等、入会申込書に記入した会員属性情報に変更が生じたときは、グルメパスポート発行店舗もしくはグルメパスポート事務局に連絡するものとします。

■第7条「カードの盗難・紛失の届出およびカードの再発行」

グルメパスポートを盗難・紛失などにより失った場合は、グルメパスポート発行店舗もしくはグルメパスポート事務局に連絡の上、お手続きください。身分証明書をご提示いただき、ご本人様確認が済み次第グルメパスポートの再発行を承ります。後日、累積ポイントを新カードに移行いたします。その際、カード再発行手数料として、¥500(税金別)を申し受けます。

■第8条「個人パスワードの管理」

会員は横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズのオフィシャルホームページにアクセスいただき、現在までの累計ポイント数をパソコンもしくは携帯電話から閲覧いただけます。その際4ケタのパスワードが必要になりますのでパスワードは入会申込の際、4ケタの数字をお客様自身でお決めいただけます。会員はパスワードを他人に知られぬよう管理するものとします。万が一パスワードをお忘れになられた場合は、横浜ベイシェラトン グルメパスポート事務局までご連絡ください。

■第9条「退会について」

グルメパスポートはカードの発行後、会員より退会の意思表示があった場合、速やかに退会の手続きを承ります。尚、退会処理と同時に累積されたポイントは全て無効となります。

■第10条「当ホテルの責任の範囲」

1. 「規約の変更」
 

本規約の制定、変更、改廃は当ホテルで定めるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。また諸般の事情により、特典等を改定させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
2. 「サービス提供の条件」
 

当ホテルは、以下のいずれかの事由に該当する場合、ポイントサービスの一部または全てを停止することがあります。この場合、当ホテルは会員または第三者が被った不利益、損害について理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

  - (1) ポイントサービスの提供のための装置、システムの保守点検、更新を行う場合。
  - (2) 火災、停電、天災などによりポイントサービスの提供が困難な場合。
  - (3) 運用上、技術上当ホテルがポイントサービスの一時的に停止を必要とした場合、または不測の事態により当ホテルがポイントサービスの提供が困難と判断した場合。また、ポイントサービスに関して登録、提供される情報が通信状態等により消失または変形したために発生した損害については、当ホテルは一切の責任を負わないものとします。
3. 「個人情報の取扱い」
 

会員は、ポイントサービス並びにこれらの実施のために入会申込書にご記入いただいた会員属性情報等、当ホテルに登録された個人情報については、当ホテルが提供する場合内およびサービス提供のために利用されることを承認するものとします。当ホテルは商品案内、サービス提供以外の用途には一切使用いたしません。また、当ホテルは、登録された個人情報について個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号記載の場合、個人識別が可能な状態で第三者に提供できるものとします。

  - (1) 会員へのサービス提供に関して情報の共有が必要と認められる場合。
  - (2) 個人情報の守秘義務契約を締結している当ホテルの業務委託先。
  - (3) システムに関する維持管理の目的で守秘義務契約を締結している業務委託先。
  - (4) 会員の同意を得た場合。
  - (5) 法令に基づき正式な要請を受けた場合。
  - (6) その他、会員および当ホテルにとって緊急の必要があると判断された場合。

以上

お問い合わせ窓口

会員の累計ポイントは、レストランでのポイント取引伝票、当ホテルのオフィシャルホームページまたはポイント券券券機にてご確認ください。また、ポイントサービスについてのお問合せは、横浜ベイシェラトン グルメパスポート事務局で承ります。

〒220-8501 横浜市西区北幸1-3-23 t - 045 411 1155(グルメパスポート事務局直通) 営業時間/10:00~18:00(土・日・祝日を除く)